

令和6年度文楽劇場及び小ホール 貸劇場申込受付のご案内

文楽劇場・小ホールの使用をご希望の方は、「予約申込書」をプリントアウトの上ご提出ください。（「予約申込書」の提出は使用及び使用日の決定ではありません。内容の確認をした上で、後日、使用及び使用日の「内定通知書」と「使用申込書」を発行いたします。）

1. 予約申込書記入の注意事項

- 「主催者名」が請求書や領収書の名義となります。団体名でそれらの書類が必要な場合は、団体名を主催者名に記載してください。
- 本番の他、稽古や仕込での使用希望がある場合は、その旨わかるように記載してください。
- 「予約申込書」に押印は不要です。
- 原紙をご提出ください。郵送される場合、控えとしてコピーを一部お手元にお残してください。
- 当劇場で初めての公演の場合、上演前歴がわかる参考資料をご提出ください。

2. 予約申込書ご提出後の流れ

- ①公演内容が承認できましたら、「内定通知書」「使用申込書」等をお送りします。発行された「使用申込書」に、記入、押印してご提出ください。
- ②「使用申込書」受領後、予約保証金（劇場使用料の50%）の請求書を発行いたします。それに従って予約保証金をお支払ください。
 - ※振込の場合、振込手数料はお客様のご負担でお願いいたします。
 - ※請求書の発行後は、使用取消の場合でもキャンセル料として予約保証金相当額を納入していただきます。（使用日の変更も当初申込のキャンセルとして取り扱います。）納入済みの予約保証金の返還はいたしませんのでご了承下さい。
- ③予約保証金の入金を確認できましたら「使用承諾書」を発行いたします。

3. 催し物の計画にあたって

- 催し物の計画に当たっては「使用者注意事項」をご熟読の上、ご計画ください。
 - 楽屋入り・仕込・稽古・開演・終演等、使用可能時間に収まるようにご計画ください。
 - 出演者は使用場所の楽屋内に納まるようにご計画ください。
- ※使用方法のパンフレットがございます。ご入り用でしたらご請求ください。

4. その他

- 予告無く使用方法の見直し、設備の改修等がされる場合がございますので、ご了承ください。

国立文楽劇場

（独立行政法人日本芸術文化振興会）

国立文楽劇場 営業課 劇場利用係

Tel:06-6212-5794(直) Fax:06-6212-1091

〒542-0073 大阪府大阪府中央区日本橋 1-12-10